

第2部

「情報公開制度の問題点を語る —横浜市を中心に」座談会 資料

- 資料1 横浜市報
- 資料2 情報公開手数料に関する申入れ書
- 資料3 写し交付手数料対比
- 資料4 情報公開制度の運用状況
- 資料5 神奈川県内自治体情報公開手数料・費用調査
- 資料6 デジタル情報公開度調査（全国連絡会議）

※当日配布資料もあります。ご希望の方は事務局にご連絡ください。

号外第19（令和4年12月28日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例【資源循環局施設計画課】	3
△ 横浜市個人情報の保護に関する条例【市民局市民情報課】	5
△ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民情報課】	12
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】	13
△ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民情報課】	23
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	28
△ 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	29
△ 横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例【市民局スポーツ振興課】	31
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】	32
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	33
△ 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	34
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	35
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	39
△ 横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【選挙管理委員会事務局選挙課】	40
△ 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例【都市整備局市街地整備調整課】	41
[正誤]	42

1 写しの作成に要する手数料

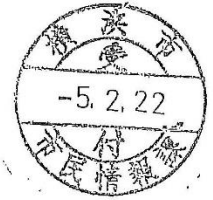
写しの作成の方法	手数料		
	文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒
カラー			1枚につき50円
日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額



横浜市長 山中竹春 様

情報公開手数料に関する申入れ書

2023年2月22日

かながわ市民オンブズマン

全国市民オンブズマン連絡会議

今般、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の一部改正がなされ(令和4年12月28日公布。令和5年4月1日施行予定)、電磁的記録の写しの交付に係る手数料の額が「従量制」とされました。

これは、従前は記録媒体の実費相当額のみであった費用に、「1ファイル210円」「1頁10円」の手数を加算とするものです。これにより、交付を受ける市民の負担が増大することとなりますが、中でも看過できないのは、Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合(電子情報処理組織の使用による交付も同じ)であっても、「1頁10円」の手数を徴収するとされたことです。

そもそも、情報公開請求による写しの交付につき受益者負担の考え方が妥当するか自体に疑問がありますが、その点は措いても、上掲の規定内容は極めて不合理であり、市民に過大な負担を負わせ、条例の趣旨目的に反するものです。

すなわち、

- (1) 「市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進」し、「日本国憲法の保障する地方自治を更に発展させる」には、市民の知る権利が尊重され、市民が市政に関する情報を得ることが不可欠(条例前文)であるところ、市の保有する情報は膨大であり、一つの事業全体につき把握するためには数千頁数万頁に及ぶ行政文書の入手が必要となることもあります。
- (2) 一方、こんにちでは行政文書の大半は電子データとして保存されるようになっており、Word やPDF等の電子データとして保存されている行政文書を光ディスク等の記録媒体へ複写して交付することは、飛躍的に低コスト(複写作業の労力・時間の低減、記録媒体の廉価化)で行えるようになっていきます。

本来、市民にとっては大量の情報を容易に入手しうる環境が整っているといえるのです。

- (3) にもかかわらず、「1頁10円」の手数を徴収とするのは、当該事務に要する経費を勘案して定められるべきものとされる手数料の趣旨にも反し、市民に不合

理に過大な負担を強いるものです。

Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する際、電子データ(ファイル乃至フォルダー)の一括複写をするのであって「1頁」ごとに複写するわけではありませんので、複写経費において1頁いくらという概念は生じえず、「1頁10円」の手数料規定が不合理であることは明らかです。また、改正にあたり、「従量制」との説明がなされていますが、電子データはデータ量(バイト)で計量されるものであるのに、アナログ概念の「頁数」を持ち込むのは誤りです。

- (4) 横浜市が条例改正案策定にあたり参考にしたと推測される大阪市や国の手数料規定ですら、記録媒体に複写した電子データの交付において「1頁10円」との手数料が定められているのは、“スキャナで読み取ってPDF等の電子データ化する”という作業を要する場合のみです。
- (5) 上掲手数料規定設定の理由として、紙に複写したものの交付を受ける場合との負担の公平という説明がなされています。しかし、紙への複写実費の低廉化にもかかわらず金額(白黒1枚10円、カラー1枚50円)の見直しはしない一方で、経費が僅少な記録媒体への複写につき、手数料を紙への複写費用に合わせることは、「市民の知る権利」の尊重という条例前文の趣旨に反するものです。

また、横浜市は温暖化対策のためコピー用紙削減の効果をアピールしており(2004年環境創造局総合企画部温暖化対策課「半年でコピー用紙600万枚 温室効果ガス5万トン削減!」)、「中期計画2022~2025」で「行政文書の電子データとしての活用」を掲げています。市民をペーパーレス化に誘導するために紙への複写と記録媒体への複写とで手数料を異なる規定とすることこそ合理的な政策です。(日本製紙連合会・LCA 小委員会の資料(2011年3月18日)によると、コピー用紙の製造過程で発生するCO₂は1tあたり約1,520kg、A4のコピー用紙1枚(約4.6g)あたりの製造過程CO₂排出量は約7gと試算されています。)

以上の理由により、

- ①Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合(電子情報処理組織の使用による交付も同じ)について、「1頁10円」の手数料規定を改正すること
- ②電子データとして保管されている行政文書であって非開示理由の存する部分のないものは、情報提供を原則とすること
- を求めます。

以上

情報公開制度の運用状況

※2024年2月調査時点でweb公表されている最新のデータ（「諮問から答申までの期間」は集計データの公表はなく、答申から算出）

調査資料		国（令和4年度）		神奈川県（令和4年度）		横浜市（令和4年度）		川崎市（令和4年度）		相模原市（令和3年度）		名古屋市（令和4年度）		大阪市（令和3年度）			
		「施行状況」		「運用状況」+答申		「運用状況」+答申		議会への報告+答申		「運用状況」+答申		「運用状況」+答申		「運用状況」+答申			
請求者数				1,958						634							
請求件数		194,817	(独行)含まず	19,442		29,458		1,549		1,781		2,535		1,534			
	全部公開	29,766	15.65%	2,422	12.50%	5,298	17.98%	759	49.00%	892	50.08%	907	35.78%	379	24.71%		
	一部公開	152,497	80.19%	16,495	84.80%	22,419	76.10%	466	30.08%	673	37.79%	893	35.23%	254	16.56%		
	全部非公開	3,410	1.79%	525	0.94%	1,429	4.85%	234	15.11%	119	6.68%	20	0.79%	28	1.83%		
	不存在	3,947	2.08%	183	1.66%							495	19.53%	852	55.54%		
	存否応答拒否	319	0.17%	323	0.10%									11	0.72%		
	権利濫用却下	0				1,110	3.77%	90	5.81%	91	10.20%			8	0.52%		
	その他の却下			0	0.00%					6	0.34%			2	0.13%		
	取下					313	1.06%					206	8.13%				
	その他(特定不備など)	242	0.13%									14	0.55%				
審査件数				46		2,091											
	前年度からの継続	6,321		40		1,164				2		202		143			
	令和4年度受理	6,764		16		927				3		19		68			
	答申	765		10		155		3		5		84		18	答申書13		
	答申を経ず	7,215	うち20件は認容			1,517						1		116?	答申含め「処理件数134」		
	取下	47										4		7			
	次年度へ継続	5,071	うち審査会の継続748件	45		419				3		132					
答申の内訳																	
	原処分妥当	541		6		135		2				70		9			
	一部妥当でない	117		3		20				2		13		2			
	全部妥当でない	70		1			1	理由不備	3	文書特定	1		2	文書特定			
審査請求から諮問までの期間		審査請求から裁決まで（答申を経ず裁決を含む）		1～4か月		原則1か月以内だが3か月超過が8件		審査請求から答申までの期間	諮問から答申までの期間	1～8か月		審査請求から答申までの期間		審査請求から答申までの期間			
諮問から答申までの期間																	
	最長			1年以内77.8%、 1年～2年3.8%、	4年5か月	特殊事情あり	2年6か月			濫用却下事案以外	1年2か月		6年9か月	特殊事情あり	2年6か月		
	平均			2年超18.5%	2年2か月		2年4か月				1年6か月	1年	11か月		1年6か月		
	最短		1年6か月		1年8か月				5か月		1年2か月		1年1か月				
個人情報事案の取扱い		有		無		有		有		有	+公文書管理	無		無			
部会数（審査担当）		5		2		4		2		2		3		2			
開催数（部会の合計）		131		17		60				9		39		23			

	請求権者	窓口以外の請求方法				請求手数料	閲覧手数料	電子開示	写し交付費用・手数料					窓口納付以外の費用納付方法					
		郵便	FAX	メール	電子申請				A3以下モノクロ	A4以下カラー	A3カラー	CD-R (700MB)	DVD-R (4.7GB)	備考	銀行振込	電子納付	現金書留・小為替のみ		
1	神奈川県	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥40		¥80	¥160	カセットテープ(120分以下)録音160円、ビデオ240円		○		
2	横浜市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	○	¥10	¥50		¥100	¥160	媒体費+1頁10円 媒体費+17ファイル210円	○(納付書)	×		
3	川崎市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥30		¥100	実費	カセットテープ(120分以下)録音110円、ビデオ250円	○(納付書)	×		
4	相模原市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50		¥70	実費	費用につきその他は「実費を参考に定める額」	○(納付書)	×		
5	横須賀市	何人でも	○	×	×	×	¥300	紙100枚1回までごとに100円	×	¥20	¥50	¥80	1枚150円+100KBまでごとに200円		録音テープ300円、ビデオテープ400円(視聴は1巻1回までごとに100円)	×	×	●	
6	平塚市	限定(狭)	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥20		¥60	実費		○(納付書)	×		
7	鎌倉市	何人でも	○	○	○	○	なし	なし		¥10	¥50	¥80	¥100	¥150	録音・ビデオは1巻250円 規定のないものは「作成に要する費用(実費)」	○(納付書)	×		
8	藤沢市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50	¥80	実費		規定のないものは「作成に要する費用の額」	○(納付書)	×		
9	小田原市	何人でも	○	×	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50	¥80	実費			○(納付書)	×		
10	茅ヶ崎市	何人でも	○	×	×	○	なし	なし	×	¥10	¥20		実費			○(納付書)	×		
11	逗子市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし		¥10	¥60		実費			×	×	●	
12	三浦市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥40				記録媒体を請求者が用意する	×	×	●	
13	秦野市	何人でも	○	○	×	×	なし	なし	×	¥10	¥50				記録媒体を請求者が用意する	○(納付書)	×		
14	厚木市	何人でも	○	○	○	○	なし	なし	×	¥10	¥50		実費			○(納付書)	×		
15	大和市	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥20		¥60	実費	カセットテープ(120分以下)録音320円、ビデオ280円	×	×	●	
16	伊勢原市	限定	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50		実費			○(納付書)	×		
17	海老名市	限定	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50		実費			○(納付書)	×		
18	座間市	限定	○	×	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50		¥30			○(納付書)	×		
19	南足柄市	何人でも	○	×	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50		実費			○(納付書)	×		
20	綾瀬市	何人でも	○	×	×	○	なし	なし	×	¥10	¥30		¥70			○(納付書)	×		
21	葉山町	何人でも	○	○	×	×	なし	なし	×	¥10	¥30				実費、または、記録媒体を請求者が用意する	×	×	●	
22	寒川町	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥20				実費、または、記録媒体を請求者が用意する	○(納付書)	×		
23	大磯町	何人でも	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥50	¥80	¥100			○(納付書)	×		
24	二宮町	何人でも	○	○	○	×	なし	なし	×	¥10	¥100		¥120		カセットテープ(120分以下)録音140円、ビデオ230円	○(納付書)	×		
25	中井町	何人でも	○	○	○	×	なし	なし	×	¥10	¥100		実費			○(納付書)	×		
26	大井町	限定(狭)	○	○	○	×	なし	なし	×	¥10	¥50		実費		ディスク、テープは実費相当額	原則×	×	●	
27	松田町	何人でも	○	×	×	×	なし	なし	×	¥10	¥80		実費			○(納付書)	×		
28	山北町	限定	○	×	×	×	なし	なし	×	¥10	¥50	¥90	実費			○(納付書)	×		
29	開成町	限定	○	○	×	○	なし	なし	×	¥10	¥100		実費			○(納付書)	×		
30	箱根町	何人でも	○	○	○	○	なし	なし	×	¥20	¥50		¥70	実費	その他の方法により作成する場合 実費	○(納付書)	×		
31	真鶴町	何人でも	○	×	○	○	なし	なし	×	¥10	¥60				記録媒体を請求者が用意する	○(納付書)	×		
32	湯河原町	何人でも	○	○	○	×	なし	なし	×	¥10	¥100				実費、または、記録媒体を請求者が用意する	録音テープ・ビデオテープは実費(記録媒体を持参した場合無料)	○(納付書)	×	
33	愛川町	何人でも	○	○	○	×	なし	なし	×	¥10	¥50		¥130			○(納付書)	×		
34	清川村	何人でも	○	○	×	×	なし	なし	×	¥10					記録媒体を請求者が用意する	○(納付書)	×		

写し交付手数料対比

	横浜市	大阪市	国
紙	白黒	10円/1枚	10円/1枚(A2:40円、A1:80円)
	カラー	50円/1枚	20円/1枚(A2:140円、A1:180円)
電磁的記録	スキャンで読み取ったもの	媒体費+10円/1頁	媒体費+10円/文書等1枚
	音声録音・映像	媒体費+210円/17ファイル (加ットテープ規定なし)	媒体費+10円/17ファイル (加ットテープ210円/1巻、ビデオ加ットテープ350円/1巻)
	上記以外の電磁的記録	ページ数がある (word,PDF等)	録音加ットテープ430円/1巻 ビデオ加ットテープ580円/1巻
	ページ数がない (EXCEL等)	全部公開	媒体費+210円/17ファイル
		一部公開	媒体費+10円/PDFに 変換した1頁
開示請求手数料	無料	無料	300円(オンライン200円)/行政文書1件

※国と大阪市に、電子データの非開示部分のマスキング方法と、開示手数料を電話で確認した結果

(1)国=マスキングは電子データ上で行う。したがって、非開示部分がある場合でも、「媒体費+210円/17ファイル」が適用される。

(2)大阪市=マスキングは、印刷→黒塗り作業→スキャンしてPDF化という作業を行うことになっている。仮に、100頁の文書のうち、1頁にだけ非開示部分があった場合でも、文書全部につきスキャンするので手数料は10円×100頁となる。

※横浜市は、電子データ上でのマスキング方法をYCANで職員に周知している。

デジタル情報公開度調査

全国市民オンブズマン連絡会議

調査対象 47都道府県、20政令市、62中核市
 調査時期 2023年5月29日 メールアンケート
 回答率 100%

問1 誰が情報公開請求をできるか

デジタルは場所を超越する。誰でもどこでも開示請求できることが、デジタルの便益を享受する前提だ。そこで、「何人も」情報を公開できる、と条例に規定している自治体数を調査した。

問1 情報公開請求可能な人	都道府県	政令市	中核市
①何人も請求可能	46	20	42
②広義住民（住民、勤務している等）だが、それ以外は「理由」を記載すれば請求可能	1（埼玉県）	0	5（川口市、八王子市、富山市、金沢市、高槻市）
③広義住民のみ	0	0	15（秋田市、いわき市、宇都宮市※、川越市※、福井市※、甲府市※、豊中市※、枚方市※、寝屋川市※、姫路市※、和歌山市※、松江市※、倉敷市、呉市※、宮崎市※）

※ 広義住民以外は任意の申し出が可能

問2 開示決定日数

各自治体に対し、開示決定日数を調査した。

14日～15日と定める自治体が最も多い。自治体側としては、文書の探索と開示方針を決定するために、余裕を持ちたい、というところであるが、公文書の数が大量になる場合は別として、情報は鮮度が重要である。なお、過去に開示した文書のオープンソース化をすすめれば、開示請求そのものが不要になる。

なお、島根県と久留米市は、個人情報保護条例を国の個人情報保護法と平仄をあわせ、開示決定機関を30日と改正した。この際、情報公開条例の開示決定期間も30日に変更してしまった。情報公開条例と個人情報保護条例は関係が無い。どさくさに紛れて、という言葉が思わず出そうな、不可解な条例変更だ。

	都道府県	政令市	中核市
7日		1（福岡市）※休日を除く	0
10日	1（岡山県）	1（横浜市）※休日を除く	0
14-15日	45	18	60

30日	1（島根県）	0	2（越谷市、久留米市）
-----	--------	---	-------------

問3、問4 開示請求手数料、閲覧手数料

各自治体に対し、コピー代（実費）以外に開示請求手数料、閲覧手数料を取るかどうか調査した。ちなみに、全国市民オンブズマン連絡会議が過去に行ってきた情報公開度ランキングでは、「開示請求手数料」を取る場合は情報公開請求に値しないとして「失格」としてきた。

2023年4月から開示請求手数料を取りはじめた岩手県、開示請求手数料と閲覧手数料を取り始めた豊田市は問題だ。特に豊田市は、閲覧または写しの枚数について100枚を超えた場合、枚数1枚につき100円という極めて高額な費用を徴収するという。こうした多額の費用の徴収は大量請求を抑止することを目的とすると思われるが、自治体のDX化がすすまない限り、情報公開において少なくとも100枚を超える紙文書の開示が必要になる場合は少なくない。廃止を求めるとともに今後同様の動きが他自治体に波及しないように監視を続けたい。

	都道府県	政令市	中核市
開示請求手数料を取る	1（岩手県）※1	1（神戸市）※3	5（川口市※4、越谷市※5、横須賀市※7、豊田市※9、吹田市※11）
閲覧手数料を取る	1（和歌山県）※2	0	6（川口市※4、越谷市※5、柏市※6、横須賀市※8、豊田市※10、吹田市※12）
取らない	45	19	56

※1 岩手県 1件あたり300円

※2 和歌山県 40枚までの場合4枚までごとにつき10円

40枚を超える場合40枚までごとにつき100円

※3 神戸市 ①株式会社等商業的請求 1,000円 ②市内に住所等を有しない者 300円

①②以外は無料

※4 川口市 1文書につき100円（広義住民以外は200円）

※5 越谷市 1件あたり200円（市民、市内業者、利害関係者等からは徴収しない。）

※6 柏市 紙媒体 1件50枚ごとに市民等50円、市内法人等75円、その他100円

電磁的記録 1件50枚ごとに市民等100円、市内法人等150円、その他200円

※7 横須賀市 1件につき300円

※8 横須賀市 紙 100枚1回までごとに100円

マイクロフィルム 100コマ1回までごとに100円

データを印刷したもの 100枚1回までごとに200円

※9 豊田市 1件の請求につき200円 保有する所属が複数の時は、所属ごとに1件の請求とする

※10 豊田市 閲覧または写しの枚数について100枚を超える枚数1枚につき10円

※11 吹田市 市外の方は300円

※12 吹田市 部分公開に係る公文書で100面を超えた1面につき手数料5円

問5 開示手数料

紙で開示を受ける場合、A4白黒1枚いくらか聞いた。

	都道府県	政令市	中核市
10円	47	20	60
20円	0	0	1(横須賀市)
その他	0	0	1(那覇市) ※1

※1 1枚10円(営利目的の場合は1枚30円)

横須賀市は開示請求手数料1件につき300円、閲覧手数料100枚1回までごとに200円を取る上に、さらに写し1枚20円を取り、今回調査した中では最悪の制度だ。一刻も早く改善していただきたい。

問9 請求方法	都道府県	政令市	中核市
①電子申請(ウェブを用いたフォーム)とメール両方	7(宮城県、秋田県、長野県、鳥取県、香川県、佐賀県、鹿児島県)	1(名古屋市)	11(函館市、山形市、前橋市、長野市、松本市、岐阜市、寝屋川市、呉市、福山市、大分市、鹿児島市)
②メールのみ	0	0	17(八戸市、盛岡市、秋田市、水戸市、宇都宮市、高崎市、川崎市、川口市、金沢市、枚方市、尼崎市、奈良市、和歌山市、高知市、久留米市、長崎市、那覇市)
③電子申請のみ	39	18	17
④できない	1(岐阜県)	1(京都市)	17(旭川市、青森市、いわき市、越谷市、船橋市、横須賀市、富山市、甲府市、豊田市、大津市、高槻市、八尾市、東大阪市、明石市、倉敷市、下関市、宮崎市)

問8 ファイル管理簿	都道府県	政令市	中核市
①システムを構築し、検索も可能な行政文書ファイル管理簿をウェブ上で公開	20	12	2(一宮市、西宮市)
②検索はできないが行政文書(公文書)ファイル管理簿をウェブ上で公開	6(岩手県・宮城県、山形県、福島県、長野県、愛知県)	2(神戸市、福岡市)	5(秋田市、宇都宮市、岐阜市、高槻市、尼崎市)

③行政文書（公文書）ファイル管理簿はウェブでは公開していないが、情報公開請求があった場合には、電子データ（Excel、csv等）での開示が可能	12（栃木県、群馬県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、大分県、宮崎県）	4（仙台市、名古屋市、堺市、北九州市）	18（福島市、水戸市、高崎市、柏市、八王子市、富山市、大津市、豊中市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、下関市、高知市、佐世保市、大分市、宮崎市、那覇市）
④行政文書（公文書）ファイル管理簿はウェブでは公開していないが、情報公開請求がなくても紙で閲覧可能	2（茨城県、鹿児島県）	0	1（福山市）
⑤行政文書（公文書）ファイル管理簿はウェブでは公開しておらず、紙で開示する	5（福井県、奈良県、岡山県、佐賀県、長崎県）	0	26
⑥行政文書（公文書）ファイル管理簿を作成していない・開示していない	0	1（浜松市）	10（盛岡市、郡山市、前橋市、松本市、岡崎市、豊田市、枚方市、奈良市、鳥取市、長崎市）
⑦整備中その他	1（秋田県）	1（新潟市）	0

秋田県：システム変更に伴い整備中

新潟市：新潟市公文書管理条例において、行政文書ファイル管理簿に関する規定の施行日が令和4年4月1日となっています。令和4年度分管理簿のウェブ上での公表に向けて、現在準備中です。なお、検索システムの導入は未定です

問10 元資料が紙の場合の開示方法	都道府県	政令市	中核市
①元資料が紙の場合、電磁的記録にしてメールやCD-Rで送付可能	メールの場合無料5（山梨県※1、長野県、鳥取県、山口県、佐賀県）	メールの場合無料3（さいたま市、岡山市※3、熊本市）	0
	1ページにつき10円1（大阪府）※2	1ページにつき10円2（横浜市、大阪市）	
②元資料が紙の場合、電磁的記録にしてメールで送付可能	0	0	0
③元資料が紙の場合、電磁的記録にしてCD-R等で送付可能（メールは不可）	CD-R代のみ12（埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、奈良県、島根県、広島県、	CD-R代のみ4（仙台市、千葉市、川崎市、新潟市）	郵送料のみ1（西宮市） CD-R代のみ14

	愛媛県、熊本県、大分県、沖縄県)		(八戸市、盛岡市、高崎市、長野市、一宮市、吹田市、東大阪市、姫路市、鳥取市、下関市、松山市、佐世保市、宮崎市、那覇市)
	紙1枚につき10円を取る自治体6 (北海道、群馬県、岐阜県、兵庫県、香川県、長崎県)	紙1枚につき10円を取る自治体4 (京都市、堺市、神戸市、北九州市)	紙1枚につき10円を取る自治体5(秋田市、柏市※4、豊田市※5、寝屋川市、和歌山市)
④元資料が紙の場合、紙のみ開示可能	23 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、徳島県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県)	7 (札幌市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、広島市、福岡市)	42 (函館市、旭川市、青森市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、松本市、岐阜市、岡崎市、豊橋市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、奈良市、倉敷市、呉市、福山市、松江市、高松市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、鹿児島市)

※1 山梨県 電子申請の場合、電子システムを用いてデータを受け渡す (20MB まで)

※2 大阪府 インターネットの利用による提供 (府独自システム) の場合

※3 岡山市 ホームページに開示対象文書をアップロードして、請求者がダウンロードする

※4 柏市 CD-R 1枚60円+市内在住者1枚×10円、市内法人等1枚×15円、その他1枚×20円

※5 豊田市 元資料の枚数が100枚を超過する場合、開示手数料 (100枚を超える枚数、1枚につき10円)

問11 元資料が電磁的記録の場合	都道府県	政令市	中核市
①元資料が電磁的記録の場合、メールやCD-Rで送付可能	メールの場合無料 5 (山梨県※1、長野県、鳥取県、山口県、佐賀県)	メールの場合無料 3 (さいたま市、岡山市※4、熊本市)	0
	それ以外 2 (新潟県※2、大阪府※3)	それ以外 2 (横浜市※6、大阪市※7)	0

②元資料が電磁的記録の場合、メールで送付可能	0	0	0
③元資料が電磁的記録の場合、CD-R等で送付可能	CD-R代のみ 39 それ以外 1 (兵庫県※8)	CD-R代のみ 13 それ以外 2 (札幌市※9、京都市※10)	CD-R代のみ 49 6 (宇都宮市※13、柏市※11、豊田市※12、福山市※13、鹿児島市※13、那覇市※14)
④元資料が電磁的記録の場合、紙のみ開示可能	0	0	7 (旭川市、川口市、越谷市、甲府市、八尾市、倉敷市、呉市)

※1山梨県 電子申請の場合、電子システムを用いてデータを受け渡す (20MB まで)

※2新潟県 電子交付 (電子申請システムにデータをアップロード) の場合、1回 90 円

※3大阪府 インターネットの利用による提供 (府独自システム) の場合、60 円

※4岡山市 ホームページに開示対象文書をアップロードして、請求者がダウンロードする方式

※6横浜市 ページ数がある電磁的記録は1ページにつき 10 円、ページ数がない電磁的記録は1ファイルにつき 210 円

※7大阪市 非公開情報が記録されていないとき、ファイル数×10円

非公開情報が記録されているとき、PDF ファイルに変換したページ数×10円

※8兵庫県 公文書1件につき200円

※9札幌市 対象公文書に非公開情報が含まれる場合には紙で公開。

※10京都市 ページ数がない電磁的記録はCD-R代+ファイル数×210円、ページ数がある電磁的記録はCD-R代+ページ数×10円

※11柏市 1件につきCD-R1枚60円+市民200円、市内法人300円、その他400円

※12豊田市 CD-R代+元資料を紙に出力すると仮定したときの枚数が100枚を超過する場合、開示手数料 (100枚を超える枚数、1枚につき10円)

※13宇都宮市、福山市、鹿児島市 不開示情報が含まれる場合は紙で開示

※14那覇市 営利目的の請求の場合はCD-R1枚300円

問12 開示情報の公表について	都道府県	政令市	中核市
①過去開示した文書は窓口等自治体の施設で一般の閲覧に供している (一部の公文書だけの場合を含む)	0	1 (京都市※1)	2 (船橋市、豊田市)
②過去開示した文書は窓口等自治体の施設で一般の閲覧に供している他、タイトルをホームページに公開している (一部の公文書だけの場合を含む)	2 (徳島県、鹿児島県)		1 (高知市※2)

③過去開示した文書は、一般に公開していない符合・記号等を入力すればホームページで公開している	0	0	0
④過去開示した文書はホームページで公開している	0		
⑤過去開示した文書は一般の閲覧に供していない	45 (※3山梨県、※4石川県含む)	19	59

※1京都市 工事等の金入り 設計書のみ

※2高知市 工事の金入り設計書のみ

※3山梨県 件名のみ

※4石川県 毎年度、情報公開に係る実績報告書を取りまとめており、当該報告書においてタイトルの一覧を掲載しています